

不適正経理に係る試験研究の中止等実施要領

(目的)

第1条 この要領は、競争的資金事業実施規程（15規程第73号）第21条、基礎的研究業務委託規程（15規程第76号）第21条、民間実用化研究促進事業実施規程（18規程第95号）第23条及び民間実用化研究促進事業委託規程（18規程第96号）第20条に基づき、国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構（以下「農研機構」という。）の所掌する業務のうち、生物系特定産業技術研究支援センター（以下「生研センター」という。）が実施する提案公募型の研究支援事業（以下「研究支援事業」という。）において実施する試験研究（以下「試験研究」という。）について、農林水産省制定の「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」（19農会第706号、以下「ガイドライン」という。）に基づき、研究費の適正な管理等を行うとともに、不適正な経理処理が発生した場合における当該研究者に対する試験研究の中止及び応募・参加の制限等に関し定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要領における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 「不適正な経理処理」とは、「不正使用」及び「不正受給」からなるものとする。
- 二 「不正使用」とは、試験研究を受託する機関において、受託した研究費を他の用途に使用した場合、虚偽の請求に基づき研究費を支出した場合、研究補助員等の報酬等が研究者の関与に基づき不正に使用された場合など、故意若しくは重大な過失による競争的資金等の他の用途への使用又は競争的資金等の交付の決定の内容やこれに附した条件に違反した使用をいう。
- 三 「不正受給」とは、他人の氏名を用いて応募するなど偽りその他不正な手段により競争的資金を受給することをいう。
- 四 「善管注意義務」とは、善良な管理者の注意をもって事業を行うべき義務をいう。
- 五 「研究者」とは、研究支援事業に参加する研究者をいう。

(対象事業)

第3条 この要領における中止及び応募・参加の制限等の実施は、研究支援事業を対象とする。

(委託先の管理・監督)

第4条 生研センターは、研究機関がガイドライン第1節から第6節に記載した課題を実施する状況について、次のように確認、評価及び対応を行う。

- 一 研究機関側の自発的な対応を促す形で指導等を行い、管理体制の改善に向けた指導や是正措置については、緊急の措置が必要な場合等を除き、研究活動の遂行に及ぼす影響を勘案した上で、段階的に実施する。
- 二 研究機関に対して、ガイドラインに基づく体制整備等の実施状況について、年に1回程度、農林水産省を通じてe-Rad（科学研究費補助金事業電子申請システム）により報告を求める。なお、研究機関がe-Radに登録していない場合は書面

により報告を求める。

- 三 前号の報告書を基にガイドラインの「全機関に実施を要請する事項」の内容との整合性について確認を行う。
- 四 第二号の報告書に基づく確認以外に、資金配分額の多い機関を中心にサンプリング等により対象を選定して現地調査を行い、体制整備等の実態把握を行う。
- 五 第三号の確認や前号の調査の結果、機関の体制整備等の状況について問題を認める場合には、当該機関に対して問題点を指摘するとともに、問題点の事例を機関名を伏して各機関に通知し、注意を促す。
- 六 問題を指摘された機関は、指摘された問題点について生研センターと協議の上、改善計画を作成し、同計画を実施する。
- 七 改善計画を履行していないなど、体制整備等の問題が解消されないと判断する場合、当該機関に対して必要に応じて次のような是正措置を講じる。なお、是正措置の検討に当たっては、機関からの弁明の機会を設けるものとする。
 - (ア) 管理条件の付与
管理強化措置等を講じることを資金交付継続の条件として課す。
 - (イ) 機関名の公表
体制整備等が不十分であることを公表する。
 - (ウ) 一部経費の制限
間接経費の削減等、交付する経費を一部減額する。
 - (エ) 配分の停止
当該機関及び当該機関に所属する研究者に対する資金の配分を一定期間停止する。
- 八 前号の是正措置は、改善の確認をもって解除する。

(試験研究の中止及び応募・参加の制限)

第5条 生研センターは、不適正な経理処理に関与し、又は善管注意義務に違反したと認められる研究者（以下「関与・違反研究者」という。）について、当該研究者が実施する試験研究を中止させ、かつ次に掲げる期間、生研センターの所掌するすべての研究支援事業への応募・参加を制限（以下「試験研究の中止等」という。）させる。

競争的資金等を返還した年度の翌年度以降1年以上10年以内の間で不適正な経理処理の内容等を勘案して相当と認められる期間

- 2 前項に規定する「相当と認められる期間」は、別表に掲げるとおりとする。
- 3 生研センターは、関与・違反研究者の研究課題に係る試験研究に参加した他機関の研究者が実施する試験研究については、研究の進捗状況及び今後の研究の成果等を勘案して中止等の措置を決定することができる。

(告発等の受付と取扱い)

第6条 生研センターは、研究支援事業の不適正な経理処理に関する告発窓口を企画第1課に設置する。

- 2 前項の窓口への告発の受付は、書面または電子メールにより受付するものとする。
- 3 前項により告発のあった場合には、原則として、告発者の氏名、所属、連絡先、不適正な経理処理を行ったとされる研究者・研究者グループ、不適正な経理処理の具体的態様とその具体的根拠、使用された競争的資金等について確認を行うものとする。これらの項目が確認できない場合にも告発内容を総合的に見て内容に信憑性があると認めたものについて告発の受付に準じた取扱いとする。
- 4 前項により告発を受け付けた場合には、第8条により、不適正な経理処理につい

て調査・確認を行うものとする。

- 5 なお、前項による調査・確認の結果、悪意に基づく告発であったことが判明した場合には、告発者の氏名の公表、その他必要な措置を執るものとする。

(調査に関する秘密の保持)

第7条 生研センターは、受付窓口に寄せられた告発の告発者、被告発者、告発内容及び調査内容について、調査結果の公表までの間、被告発者及び告発者の意に反して関係者以外に漏洩しないよう、関係者に対する秘密保持を徹底しなければならない。

- 2 生研センターは、調査事案が漏洩した場合、告発者及び被告発者の了解を得て、調査中にかかわらず調査事案について公にすることができる。
- 3 前項の規定にかかわらず、告発者又は被告発者の負うべき責により漏洩した場合には、当人の了解を得ずに公にすることができる。

(不適正な経理処理の調査・確認)

第8条 生研センターは、研究支援事業について、不適正な経理処理が行われた疑いがある場合、当該研究支援事業を受託する機関（以下「受託機関」という。）の長に対して、事実の調査を求め、その調査結果についての調査報告書の提出を求めることができる。

- 2 生研センターは、受託機関の長に対し、研究支援事業に関連して当該機関の中で不適正な経理処理が行われた疑いがある場合、その内容について自ら生研センターに報告させるよう必要な措置を講ずる。
- 3 生研センターは、自らの実施した調査結果、第1項及び第2項に基づく報告等に基づき、違反状況を確認した上で第5条の判断を行うこととする。

(通知)

第9条 生研センターは、この要領の規定により試験研究の中止等を行う場合には、関与・違反研究者及びこれら研究者が所属する受託機関の長に対し、不適正と判断された経理処理の内容、試験研究の継続の可否、応募・参加制限の期間等が記載された通知文書を交付するものとする。

(研究費の返還)

第10条 生研センターは、不適正な経理処理が発生した場合、当該経理処理に関与した研究者が所属する受託機関に対し、当該受託機関と締結する委託契約に基づき、不適正な経理処理により使用された研究費及び既に支払った研究費の未使用額の返還請求その他必要な措置を行うものとする。

- 2 生研センターは、研究者又は受託機関に対し、不適正な経理処理により生研センターが被った損害について賠償の請求を行うことができる。

(情報の提供)

第11条 生研センターは、不適正な経理処理が発生した場合、その概要（研究者名、制度名、所属機関、研究課題、予算額、研究年度、不正の内容、処分等）を公表するとともに、農林水産省を通じ、他の競争的研究資金等を所管する国の機関に対し、速やかに当該不正使用又は不正受給等に関する情報を提供するものとする。

(他の制度により不適正な経理処理が発生した場合の取扱い)

第12条 生研センターは、農林水産省等を通じて、国又は農研機構以外の独立行政

法人が実施する競争的研究資金事業等において不適正な経理処理があった旨の情報提供を受けた場合には、関係する研究者に対し、関係府省等が講じる処分に準じて、第5条及び第10条に準ずる処分を行うものとする。

2 前項の規定により試験研究の中止等を行う場合には、必要に応じて、第9条に準ずる通知文書を交付するものとする。

(適用除外)

第13条 生研センターは、不適正な経理処理が発生した場合に、故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものは、第5条、第11条の適用を除くことができるものとする。

(雑則)

第14条 この要領に定めるもののほか、不適正な経理処理等が発生した場合の取扱いについて必要な事項は、別に定める。

別表（第5条関係）

不正使用等に係る応募制限の対象者	不正使用の程度		応募制限期間
1.不正使用に関与した研究者	(1)個人の利益を得るための私的流用		10年
	(2)(1)以外	①社会への影響が大きく、行為の悪質性も高いと判断されるもの	5年
		②①及び③以外のもの	2～4年
		③社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断されるもの	1年
2.不正受給に関与した研究者			5年
3.不正使用に直接関与していないが善管注意義務に違反した研究者			不正使用等を行った研究者の応募制限期間の半分(上限2年、下限1年、端数切り捨て)

※ 以下の場合には、応募制限を課さず、嚴重注意を通知するものとし、不正使用等の概要は公表しない。

- ・ 1において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断され、かつ不正使用額が少額な場合
- ・ 3において、社会への影響が小さく、行為の悪質性も低いと判断された研究者に対して、善管注意義務を怠った場合

附 則

この要領は、平成16年12月20日から施行する。

附 則

この要領は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成19年3月16日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成21年1月23日から施行する。

附 則

この要領は、平成23年3月7日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年3月28日から施行する。

附 則

この要領は、平成27年4月1日から施行する。